主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人塚本重頼の上告趣意は訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でない ものであり、被告人の上告趣意は、結局、事実誤認の主張に帰し、いずれも、刑訴 四〇五条の上告理由に当らない。(第一審判決は被告人の司法警察職員に対する供 述調書は証拠としていないし、他面所論検察事務官に対する供述調書のみで被告人 を有罪としているのでもない。)また記録を調べても同四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年六月二七日

最高裁判所第二小法廷

| _ | | 精 | Щ | 霜 | 裁判長裁判官 |
|-----|---|---|---|---|--------|
| 重 | | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官 |
| 郎 | | 八 | 田 | 藤 | 裁判官 |
| - 郎 | _ | 唯 | 村 | 谷 | 裁判官 |